

## ジャンボリー平塚ゴルフスクール 利用規約

ジャンボリー平塚ゴルフスクール（以下、「当スクール」といいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守いただきますよう、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 第1条 運営主体について

当スクールの運営および管理（会員資格の得喪・変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続を含む）は、株式会社カゴハラゴルフ（以下、「当社」といいます）が行います。

### 第2条 入会資格および制限事項

当スクールに入会できる方は、当スクールの趣旨に賛同し、本規約を承諾した上で、以下の条件を満たす方とします。なお、医師により運動を禁じられていない方に限ります。

次の各号に該当する方は入会できません。また、入会後に該当が判明した場合は退会していただきます。

- ・刺青・タトゥー及びこれに類するものがある方
- ・暴力団関係者またはその関係者と認められる方
- ・他の会員のスクールライフに支障を来す可能性のある方
- ・その他、当社が不適当と認める方

### 第3条 入会手続きおよび未成年の取り扱い

入会希望者は、所定の入会手続きを行い、当社の承認を得たうえで、会費および入会にかかる諸費用を支払うものとします。

必要に応じて、医師の健康証明書の提出を求める場合があります。

未成年者が入会する場合は、本人および保護者の連名による申し込み手続きが必要です。この場合、保護者は本人と同様に本規約に基づく責任を連帯して負うものとします。

### 第4条 入会金について

会員は、所定の入会金を当社に支払うものとします。

この入会金は、契約締結および履行に要する必要費用であり、一旦納入された入会金は返金いたしません。

## 第5条 会員資格の一時停止・除名規定

当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合、会員資格の一時停止または除名を行うことができます。

- ・会費・諸費用を2ヶ月以上滞納したとき（除名された場合も未納分は納入義務あり）
- ・当スクールの施設・機材を故意に毀損したとき
- ・規約やスクール内のルールに違反したとき
- ・名誉・信用を毀損し、秩序を乱したとき
- ・入会申込時に虚偽の記載があったとき
- ・会員として品位を損なう非行があったとき
- ・他人に感染のおそれがある疾病に罹患したとき
- ・当社の合理的な指示に従わなかったとき
- ・その他、当社が会員として不適切と判断したとき

## 第6条 会費等の支払いについて

会員は、当スクールが定める金額を、当社が指定する方法により、所定の期限までに支払うものとします。

会費は、会員資格が有効である限り、施設を利用しなかった場合でも支払い義務が発生します。なお、会員であっても、レッスン受講時には原則として打席料が別途必ず発生し、金額は変更となる場合があります。

### 1. 支払方法

会費等の支払いは、以下の方法により行うものとします。

- (1) クレジットカード決済
- (2) 口座振替（クレジットカード決済の利用が困難な場合に限る）

### 2. 支払時期

#### (1) クレジットカードの場合

入会金、初月分月会費および翌月分月会費は申込日に決済されます。3か月目以降の月会費は、毎月20日に翌月分を前払いにて決済いたします。クレジットカードによるお支払いの場合、具体的なお引き落とし日はご利用のクレジットカード会社の締日および引き落とし日に準じます。詳細は各カード会社にご確認ください。

#### (2) 口座振替の場合

入会金・初月分・翌月分会費は申込時、現金にてお支払いいただきます。

3ヶ月目以降の月会費は原則毎月、10日締め、27日お引き落としとなります。

前払い制となりますので、翌月分の月会費がお引落しとなります。

※27日が金融機関休業日の場合、翌営業日が振替日となります。

## 第7条 休会制度について

会員は、各月 10 日（10 日が休館日の場合は翌営業日）までに所定の休会届を提出することで、翌月からの休会が可能です。10 日を過ぎた場合は翌々月からの休会扱いになります。

休会制度は 1 カ月間単位で適用とし、連続した制度利用は最大 3 カ月間とします。

休会をした月に退会をすることはできません。また、既に退会を申請している月の休会はできません。

休会を連続 3 カ月間利用後は一度復帰し、1 カ月間以上通常会員利用の後に、再度休会の申請ができるものとします。

休会の延長は、連続 3 カ月間の期間を超えない限り 1 カ月間単位で申請することができます。

休会延長の申請期間は、休会の申請同様、休会月の前月 1 日から 10 日までの期間とします。

休会を適用した会員は、当スクールが定める休会費を支払うものとします。

休会費は、月額 1,000 円（税込 1,100 円）が発生致します。

各スクールにおける独自キャンペーンや、会員個別の各種特典適用により、通常とは異なる会費が支払われる月については、休会費が異なる場合がございますので、休会の申請前に所属スクールへ休会費をご確認ください。

例) キャンペーンにより月会費が 0 円となっている月を休会される場合、休会費は 0 円になります。また、休会は 1 カ月目として登録されます。

休会期間の満了後は、休会適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、復帰した月から休会適用前と同様の会費等を支払うものとします。

気象、災害、指定伝染病の流行など、本スクールの判断により臨時に特別な休会制度を設置する場合があります。臨時に特別な休会制度が設置された際のサービス内容は所属スクールもしくは所属スクールホームページにてご確認ください。

## 第8条 退会手続について

会員は、退会を希望する場合は、退会する前月の末日までに当スクールにて退会の手続きをおこなうものとします。

（例）5 月末のレッスンを最後に退会したい場合、4 月末日までにお手続きをお願いいたします。

電話・口頭・メールでの退会受付は行いません。退会届が提出されるまで、会費の支払い義務は継続されます。

## 第9条 休業日について

施設補修や運営都合により休業する場合があります。

原則として 2 週間前までに館内掲示にてお知らせしますが、緊急の場合は予告なく休業することがあります。

## **第10条 臨時休業および施設閉鎖について**

当社は、以下の理由により当スクールの全部または一部を休業・閉鎖することがあります。

- ・台風・降雪・地震などの自然災害
- ・施設の改修・補修工事
- ・法改正・行政指導・社会的変化
- ・使用権消滅等、運営上の支障
- ・その他やむを得ない理由による場合

これらの事由による臨時休業や施設閉鎖があった場合でも、会員の会費等の支払義務は継続し、減額または返金はいたしません。（ただし、長期休業となる場合はこの限りではなく、その対応については別途ご案内いたします。）

## **第11条 施設利用上の注意事項および免責事項**

会員は自己の責任において、安全かつ協調的に当スクールの施設を利用してください。

当社は、会員が施設利用中に生じた盗難・怪我・事故等について、当社の責に帰すべき場合を除き一切の責任を負いません。会員同士のトラブルについても同様とします。

会員は、危険行為および自己の技量を超える行為をしてはならず、当社の事前承認なしに他の利用者への有償指導等も禁止します。会員は、自己の責に帰すべき原因により、本スクールの施設または第三者損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たすものとします。会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。

## **第12条 規約の改定について**

当社は、社会・経済情勢等を考慮し、本規約および諸費用を改定できるものとします。

改定時は、1ヶ月以上前に施設内掲示およびホームページにて告知します。

## **第13条 会員資格の有効期間**

会員資格の有効期間は、入会手続き完了日から当スクール所定の退会手続きが完了するまでとします。会員は在籍期間中、所定の会費を継続的に支払う義務を負います。

## **第14条 会員資格の譲渡・貸与禁止**

会員は、その資格や会員としての権利を、他の会員または第三者に貸与・譲渡・相続・担保提供することはできません。

## **第15条 営業日・レッスン対応**

当スクールの営業日・営業時間・レッスンの定員・時間割・予約方法等は、スクール内掲示またはスタッフからの案内によりお知らせいたします。

やむを得ない事情により、レッスンを休講とする場合があります。その際は可能な限り速やかに会員へ通知いたします。

レッスン用打席は、会員本人のみが利用でき、他者の使用はできません。

## **第16条 エチケット・マナー**

安全かつ快適なレッスン環境のため、会員はゴルフのエチケットおよびマナーを遵守してください。

同伴者が打席ゾーンに立ち入らないよう、特にお子様を連れての利用時は、保護者が責任を持って安全確保と周囲への配慮を行ってください。

## **第17条 個人情報の取り扱い**

当スクールは、会員から取得した個人情報を、株式会社カゴハラゴルフの「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

利用目的の範囲内の利用とし、法令に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者へ提供することはできません。

## **第18条 当スクールの閉鎖**

当スクールは、以下のいずれかに該当する場合、施設を閉鎖し契約を解約することができるものとします。

- ・法令の制定・改廃または行政指導により運営継続が不可能となった場合
- ・天災地変その他不可抗力による施設損壊により営業継続が困難な場合
- ・社会情勢の著しい変化その他やむを得ない事情が生じた場合

原則として、閉鎖の3ヶ月前までに予告しますが、緊急の場合はこの限りではありません。

## **第19条 施行日**

本規約は、2025年9月1日より施行します。

2025年9月10日改定